

2025年6月29日より、以下の箇所が変更となります。

東海東京ファンドラップ投資一任契約約款 新旧対照表（変更は下線部）

旧	新
<p>第4条(お客様の確認及び同意)</p> <p>(1)お客様が当社から、金融商品取引法第37条の3に基づく「契約締結前の書面」を本契約締結前に受領していること。</p>	<p>第4条(お客様の確認及び同意)</p> <p>(1)お客様が当社から、金融商品取引法第37条の3第1項に定める事項を記載した「契約締結前の書面」を本契約締結前に受領していること。</p>
<p>第5条(投資一任契約に基づく業務の内容)</p> <p>(新設)</p>	<p>第5条(投資一任契約に基づく業務の内容)</p> <p>(4)前各号に定める業務に付随する一切の業務及びお客様と当社が別途合意した業務を行うこと。</p>
<p>第6条(投資一任契約の成立)</p> <p>3. 当初の契約金額は、300万円以上100万円単位でお客様が投資一任契約申込書に記載した金額とします。</p>	<p>第6条(投資一任契約の成立)</p> <p>3. 当初の契約金額は、次の各号に定める場合に応じ、それぞれに定める範囲でお客様が投資一任契約申込書に記載した金額とします。</p> <p>(1)積立サービス(第17条の2第1項に定めるものをいいます。以下同じ。)を設定した場合1万円以上1万円単位</p> <p>(2)前号以外の場合 300万円以上100万円単位</p>
<p>第7条(運用等に関する特別指定事項)</p> <p>契約金額、運用コースなどの運用等に関する特別指定事項(以下「特別指定事項」といいます。は、お客様が当社に対して当社が定める方法にて示すものとします。なお、特別指定事項は、契約金額(運用開始後は増額又は減額に係る運用金額、運用コース(運用資金待機コースを含みます。)、ストップロス、報酬形態(固定報酬型又は成功報酬型をいいます。以下同じ。)、及び定時定額払戻とします。運用コースとは、別紙の「東海東京ファンドラップ投資一任契約約款細則」(以下「別紙細則」といいます。)の項目1に定める2つのプランと4つのコースを組み合わせたもの、及び運用資金待機コースをいいます。</p> <p>3. お客様は、特別指定事項の変更を希望する場合、当社に対して当社が定める方法にて申し込むものとします。報酬形態の変更を希望する場合は第18条の5第2項に定めるところにより申し込むものとします。)特別指定事項の変更については、それぞれその内容が反映される運用開始日(以下「変更運用開始日」といいます。が紐づくものとし、変更運用開始日は、お客様が当社所定の方法で特別指定事項の変更を申し込み、当社がこれを承諾した日の翌営業日とします。ただし、変更運用開始日は、運用資産の増額を希望する場合は第17条第2項に、報酬形態の変更を希望する場合は第18条の5第3項にそれぞれ定めるところによります。</p> <p>4. 特別指定事項の変更を複数同時に申し込んだ場合は、各変更運用開始日のうち最も遅く到来する変更運用開始日に全ての変更が実施されるものとします。</p>	<p>第7条(運用等に関する特別指定事項)</p> <p>契約金額、運用コースなどの運用等に関する特別指定事項(以下「特別指定事項」といいます。は、お客様が当社に対して当社が定める方法にて示すものとします。なお、特別指定事項は、契約金額(運用開始後は増額(積立サービスによるものを除きます。))又は減額に係る運用金額、積立サービス、運用コース(運用資金待機コースを含みます。)、ストップロス、報酬形態(固定報酬型又は成功報酬型をいいます。以下同じ。)、及び定時払戻とします。(これらに係る変更及び解除を含みます。))運用コースとは、別紙の「東海東京ファンドラップ投資一任契約約款細則」(以下「別紙細則」といいます。)の項目1に定める2つのプランと4つのコースを組み合わせたもの、及び運用資金待機コースをいいます。</p> <p>3.お客様は、特別指定事項の変更を希望する場合、当社に対して当社が定める方法にて申し込むものとします。(報酬形態の変更を希望する場合は第18条の5第2項に定めるところにより申し込むものとします。)特別指定事項の変更については、それぞれその内容が反映される運用開始日(以下「変更運用開始日」といいます。が紐づくものとし、変更運用開始日は、お客様が当社所定の方法で特別指定事項の変更を申し込み、当社がこれを承諾した日の翌営業日とします。ただし、変更運用開始日は、運用資産の増額(積立サービスによるものを除きます。)を希望する場合は第17条第2項に、報酬形態の変更を希望する場合は第18条の5第3項にそれぞれ定めるところによります。</p> <p>4.特別指定事項の変更を複数同時に申し込んだ場合は、原則として、各変更運用開始日のうち最も遅く到来する変更運用開始日に全ての変更が実施されるものとします。ただし、報酬形態の変更と増額を同時に申し込んだ場合には、増額の変更運用開始日は報酬形態の変更運用開始日と同日になります。なお、同時に申し込んだ複数の特別指定事項の変更と報酬形態の変更と増額の双方が含まれる場合も、すべての変更運用開始日が報酬形態の変更運用開始日と同日になります。</p>
<p>第10条(投資顧問報酬)</p> <p>(2)投資顧問報酬の計算方式</p> <p>(2)-1 用語の定義</p> <p>エ. ハイウォーターマーク</p> <p>成功報酬型に係るハイウォーターマーク(以下「HWM」といいます。))とは、初回の成功報酬計算基準日においては当初の契約金額とし、それ以降の成功報酬計算基準日においては最後に成功報酬を支払った後の当該成功報酬に係る成功報酬計算基準日における計算評価額をいいます。ただし、成功報酬計算期間において運用資産の増額若しくは減額又は定時定額払戻に基づく払い戻しが行われた場合、当該計算評価額からその合計額を加減した評価額をいいます。</p> <p>(2)-2 固定報酬型の計算方式</p> <p>イ. 運用資産の増額若しくは減額又は契約の全部解約時の取扱い</p> <p>ウ. 支払い時期</p> <p>(ア)投資一任契約の成立に係る運用開始、運用資産の増額に係る運用開始、又は運用再開(第18条第1項に定めるストップロスポイントに達した状態</p>	<p>第10条(投資顧問報酬)</p> <p>(2)投資顧問報酬の計算方式</p> <p>(2)-1 用語の定義</p> <p>エ. ハイウォーターマーク</p> <p>成功報酬型に係るハイウォーターマーク(以下「HWM」といいます。))とは、初回の成功報酬計算基準日においては当初の契約金額とし、それ以降の成功報酬計算基準日においては最後に成功報酬を支払った後の当該成功報酬に係る成功報酬計算基準日における計算評価額をいいます。ただし、成功報酬計算期間において運用資産の増額(積立サービスによるものを含みます。))若しくは減額又は定時払戻に基づく払い戻しが行われた場合、当該計算評価額からその合計額を加減した評価額をいいます。</p> <p>(2)-2 固定報酬型の計算方式</p> <p>イ. 運用資産の増額(積立サービスによるものを含みます。以下イ.及びウ.において同じ。))若しくは減額又は契約の全部解約時の取扱い</p> <p>ウ. 支払い時期</p> <p>(ア)投資一任契約の成立に係る運用開始、運用資産の増額に係る運用開始、又は運用再開(第18条第2項に定めるストップロスポイントに達した状態</p>

<p>から同条第5項により運用の再開となること、若しくは第18条の3第1項に基づく運用資金待機コースへの変更後に同条第5項に基づき運用資金待機コース以外の運用コースにより運用を再開することをいいます。以下同じ。)の場合における投資顧問報酬は、それぞれの場合に対応する当初運用開始日、増額運用開始日、又は運用再開日から起算して10営業日目に運用資産からお支払いいただきます。</p> <p>(2)ー3 成功報酬型の計算方式</p> <p>ア. 成功報酬型の固定報酬部分について</p> <p>(イ)運用資産の増額若しくは減額又は契約の全部解約時の取扱い</p> <p>イ. 成功報酬型の成功報酬部分について</p> <p>(イ)支払い時期</p> <p>③第14条第2ー2項、第14条の2第3項、又は第16条第4項に基づく当社による本契約の解約又は解除の場合における成功報酬は、契約解約等の日から1ヶ月以内に運用資産からお支払いいただきます。</p>	<p>から同条第6項により運用の再開となること、若しくは第18条の3第1項に基づく運用資金待機コースへの変更後に同条第5項に基づき運用資金待機コース以外の運用コースにより運用を再開することをいいます。以下同じ。)の場合における投資顧問報酬は、それぞれの場合に対応する当初運用開始日、増額運用開始日、又は運用再開日から起算して10営業日目に運用資産からお支払いいただきます。</p> <p>(2)ー3 成功報酬型の計算方式</p> <p>ア. 成功報酬型の固定報酬部分について</p> <p>(イ)運用資産の増額(積立サービスによるものを含みます。以下(イ)及び(ウ)において同じ。)若しくは減額又は契約の全部解約時の取扱い</p> <p>イ. 成功報酬型の成功報酬部分について</p> <p>(イ)支払い時期</p> <p>③第14条第2ー2項、第14条の2第3項、第15条又は第16条第4項に基づく当社による本契約の解約又は解除の場合における成功報酬は、契約解約等の日から1ヶ月以内に運用資産からお支払いいただきます。</p>
<p>第14条(契約期間)</p> <p>2ー2. 当社は、以下のいずれかの場合、当社が相当とする日を本契約解約日として本契約を直ちに解約することができます。</p> <p>①お客様が本契約の条項のいずれかに違反した場合</p> <p>②お客様が破産、民事再生その他の倒産手続の開始の申立てをし、又は第三者から申立てを受けた場合</p> <p>③東海東京ファンドラップ口座が解約その他の事由により終了した場合</p> <p>④本契約を継続し難い事情が生じた場合</p> <p>3.第2項、第2ー2項若しくは前項、第14条の2第3項、又は第16条第4項の規定に基づき本契約が解約又は解除された場合、当該解約又は解除の後の期間について受領済みの投資顧問報酬はお客様に返還されません。ただし、当該解約又は解除が当社の都合によるものである場合、当社は、受領した投資顧問報酬のうち、解約日後の期間に対応する部分のみ返還します。</p>	<p>第14条(契約期間)</p> <p>2ー2. 当社は、以下のいずれかの場合、当社が相当とする日を本契約解約日として本契約を直ちに解約することができます。</p> <p>(1)お客様が本契約の条項のいずれかに違反した場合</p> <p>(2)お客様が破産、民事再生その他の倒産手続の開始の申立てをし、又は第三者から申立てを受けた場合</p> <p>(3)東海東京ファンドラップ口座が解約その他の事由により終了した場合</p> <p>(4)本契約を継続し難い事情が生じた場合</p> <p>3.第2項、第2ー2項若しくは前項、第14条の2第3項、第15条又は第16条第4項の規定に基づき本契約が解約又は解除された場合、当該解約又は解除の後の期間について受領済みの投資顧問報酬はお客様に返還されません。ただし、当該解約又は解除が当社の都合によるものである場合、当社は、受領した投資顧問報酬のうち、解約日後の期間に対応する部分のみ返還します。</p>
<p>第15条(国外転居時の取扱い)</p> <p>お客様が日本国外へ転居する場合には、お客様は当社に事前にその旨を通知するものとします。かかる場合、当社が当該通知を受領した日に本契約は終了するものとし、当社は第14条第3ー2項に従いお客様が出国するまでに運用資産を換金します。</p>	<p>第15条(国外転居時の取扱い)</p> <p>お客様が日本国外へ転居する場合には、お客様は当社に事前にその旨を通知するものとします。かかる場合、当社が当該通知を受領した日に本契約は解約されるものとし、当社は第14条第3ー2項に従いお客様が出国するまでに運用資産を換金します。</p>
<p>第17条(運用資産の増額又は減額に係る特別指定事項の変更)</p> <p>2.増額運用開始日は、増額申込日から起算して12営業日目を以降、増額申込日の属する月の翌月の応当日までの範囲で、当社所定の方法においてお客様が指定した日とします。</p> <p>3.お客様は、当社に対し当社所定の方法で減額の申し込みをすることにより、当社が減額の申し込みを確認した日における減額後の運用資産の評価額が300万円を下回らない範囲で、運用資産を10万円以上1円単位で減額することができます。ただし、お客様が申し込みした時点で、運用資産の評価額が300万円を下回ることとなる減額の申し込みはできません。なお、運用資産の減額が行われた場合であっても、当社は減額後の期間について受領済みの投資顧問報酬をお客様に返還いたしません。</p>	<p>第17条(運用資産の増額又は減額に係る特別指定事項の変更)</p> <p>2.増額運用開始日は、増額申込日から起算して12営業日目を以降、増額申込日の属する月の翌月の応当日までの範囲で、当社所定の方法においてお客様が指定した日とします。なお、報酬形態の変更と増額を同時に申し込んだ場合には、第7条第4項ただし書のとおり、増額運用開始日は報酬形態の変更運用開始日と同じになります。</p> <p>3.お客様は、当社に対し当社所定の方法で減額の申し込みをすることにより、当社が減額の申し込みを確認した日における減額後の運用資産の評価額(第10条(2)ー1ウに準じて算出します。以下同じ。)が300万円(積立サービスを利用している場合は100万円)を下回らない範囲で、運用資産を10万円以上1円単位で減額することができます。ただし、お客様が申し込みした時点で、運用資産の評価額が300万円(積立サービスを利用している場合は100万円)を下回ることとなる減額の申し込みはできません。なお、運用資産の減額が行われた場合であっても、当社は減額後の期間について受領済みの投資顧問報酬をお客様に返還いたしません。</p>
<p>第17条の2(積立サービスによる運用資産の増額とその変更等) (新設)</p>	<p>第17条の2(積立サービスによる運用資産の増額とその変更等)</p> <p>お客様は、一定の金額を毎月運用資産に増額する積立サービスを利用することができます。積立サービスによる運用資産の増額が行われた場合、お客様は当社に対し、第10条(2)ー2イ(ア)又は(2)ー3ア(イ)①に定めるとおり増額後の期間について増額分に対応する追加の投資顧問報酬を運用資産から支払うものとします。なおその場合、毎月の積立サービスによる運用資産の増額が行われる日を前条第1ー2項に定める増額運用開始日とみなして追加の投資顧問報酬を計算し、第10条(2)ー2ウ(ア)又は(2)ー3ア(ウ)①に定めるとおり支払うものとします。</p> <p>2.積立サービスを利用する場合、お客様は積立金額を指定して当社所定の方法により申し込むものとします。原則として、当該申込を当社が承諾した日の翌営業日に積立サービスが設定されます。ただし、本契約の締結の申し込みと同時に積立サービスを申し込んだ場合は、当初運用開始日に積立サービスが設定されます。また、他の特別指定事項の変更と同時に積立サービスを申し込んだ場合は、第7条第4項に従って定まる変更運用開始日に積立サ-</p>

	<p>ビスが設定されます。</p> <p>3.積立サービスが設定された場合、設定日の属する月の翌月からそれ以降毎月15営業日目に増額が行われます。ただし、毎月13営業日目までに、当該増額に係る資金がお客様名義の東海東京ファンドラップ口座に入金されなかった場合、その月の増額は行われません。</p> <p>4.積立サービスによる増額金額は、1回あたり1万円以上1万円単位とし、1回あたりの上限額を99万円とします。</p> <p>5.積立サービスを利用するお客様は次の各号に掲げるものは利用できず、次の各号に掲げるものを利用するお客様は積立サービスを利用できません。なお、次の各号に掲げるものの中止の申し込みと、積立サービスの利用申込は同時に行うことができます。</p> <p>(1)ストップロス (2)定時払戻</p> <p>6.積立サービスと運用資金待機コースを同時に申し込むことはできず、運用資金待機コースを利用中のお客様は、積立サービスを新たに開始することはできません。</p> <p>7.積立サービスを利用するお客様は、当社所定の方法により、積立サービスによる増額金額の変更を申し込むことができます。当該変更に係る変更運用開始日は、第7条第3項及び第4項により定まるものとし、当該変更運用開始日の属する月の翌月から変更後の金額による増額が開始されます。なおその場合、第3項ただし書を準用します。</p> <p>8.積立サービスを利用するお客様は、当社所定の方法により、積立サービスの利用中止を申し込むことができます。利用中止に係る変更運用開始日は、第7条第3項及び第4項により定まるものとし、当該変更運用開始日の属する月の翌月から積立サービスによる増額が中止されます。</p> <p>9.既に積立サービスを利用するお客様が、前条第1項による運用資産の増額を希望する場合、各月の15営業日目を前条第2項に定める増額運用開始日に指定することはできません。また、既に積立サービスを利用するお客様が、他の特別指定事項の変更(前条第1項による運用資産の増額を除きます。)を申し込む場合に、当該変更に係る変更運用開始日が各月の15営業日目に該当するときは、当該変更運用開始日はその翌営業日に繰延べられます。</p>
<p>第18条(ストップロスの適用とストップロスポイント) (新設)</p> <p>お客様がストップロスを選択した場合において、運用資産の評価額があらかじめ定めたストップロスポイントに達したとき、当社はその翌営業日に運用資産のうちMRF以外の全ての投資信託の解約手続きを行います。ストップロスポイントとは、毎営業日における運用資産の評価額についての、契約金額(ただし、運用資産の増額若しくは減額又は定時定額払戻が行われた場合は、その金額を加減した額)からの下落率を意味し、安定型15%、中立型25%、積極型35%、エクステンシブ型45%となります。なお、本項による投資信託の解約金額が、市場における価格変動等によりストップロスポイントを上回る損となる可能性があり、お客様はあらかじめこれを承認するものとします。</p> <p>2.当社が前項に規定する解約手続きを行った場合、その後次の各号に定める期間(以下、本条において「待機期間」といいます。)のうち第2号に定める待機期間が終了した場合は、待機期間中に当社が第5項に基づき運用を再開した場合を除き、本契約は待機期間の終了をもって解約されたものとみなします。</p> <p>(1)当社が前項に基づく解約手続きを行った日から、第5項に基づく運用再開日の前日まで (2)当社が前項に基づく解約手続きを行った日(以下、本号において「手続日」といいます。)から手続日の6か月後の応当日(応当日が非営業日の場合はその前営業日、応当日がない場合には手続日が属する月の6ヶ月後の月の最終営業日)まで</p> <p>3.当社は、待機期間中に開始した新たな固定報酬計算期間に関する投資顧問報酬(成功報酬型の場合は固定報酬とします。また、消費税等相当額を含みます。以下本条において同じ。)はいただきません。</p>	<p>第18条(ストップロスの適用とストップロスポイント)</p> <p>お客様は、当社所定の方法により、ストップロスの設定又は既に設定したストップロスの解除を申し込むことができます。本契約の締結申込と同時にストップロスの設定を申し込んだ場合は、当初運用開始日にストップロスが設定されます。また、他の特別指定事項の変更と同時にストップロスの設定又は解除を申し込んだ場合は、第7条第4項に従い定まる変更運用開始日にストップロスが設定又は解除されます。なお、ストップロスの設定後、運用資産の評価額が次項に定めるストップロスポイントに達した場合は、第6項に基づき運用再開がされない限り、ストップロスの解除はできません。</p> <p>2.お客様がストップロスを設定した場合において、運用資産の評価額があらかじめ定めたストップロスポイントに達したとき、当社はその翌営業日に運用資産のうちMRF以外の全ての投資信託の解約手続きを行います。ストップロスポイントとは、毎営業日における運用資産の評価額についての、契約金額(ただし、運用資産の増額(積立サービスによるものを含みます。))若しくは減額又は定時払戻が行われた場合は、その金額を加減した額)からの下落率を意味し、安定型15%、中立型25%、積極型35%、エクステンシブ型45%となります。なお、本項による投資信託の解約金額が、市場における価格変動等によりストップロスポイントを上回る損となる可能性があり、お客様はあらかじめこれを承認するものとします。</p> <p>3.当社が前項に規定する解約手続きを行った場合、その後次の各号に定める期間(以下、本条において「待機期間」といいます。)のうち第2号に定める待機期間が終了した場合は、待機期間中に当社が第6項に基づき運用を再開した場合を除き、本契約は待機期間の終了をもって解約されたものとみなします。</p> <p>(1)当社が前項に基づく解約手続きを行った日から、第6項に基づく運用再開日の前日まで (2)当社が前項に基づく解約手続きを行った日(以下、本号において「手続日」といいます。)から手続日の6か月後の応当日(応当日が非営業日の場合はその前営業日、応当日がない場合には手続日が属する月の6ヶ月後の月の最終営業日)まで</p> <p>4.当社は、待機期間中に開始した新たな固定報酬計算期間に関する投資顧問報酬(成功報酬型の場合は固定報酬とします。また、消費税等相当額を含みます。以下本条において同じ。)はいただきません。</p>

<p>4. お客様は、待機期間中に運用再開を希望する場合、第7条第3項に準じて当社が定める方法にて申し込みを行うものとします。</p> <p>5. 当社は、前項に基づき運用再開の申し込みを受け付けた場合は、お客様が申し込みをした運用コースで、第1項に規定する投資信託の解約手続で発生した解約金を再び投資信託に配分することにより運用を再開するものとし、運用再開日以降の投資顧問報酬をいただきます。ただし、運用再開日が属する固定報酬計算期間に係る投資顧問報酬を既にお支払い頂いている場合を除きます。</p> <p>6. 前項によりいただく投資顧問報酬は、運用再開日から起算して10営業日目に、運用再開日から同日が属する固定報酬計算期間末までの実日数で日割計算した額となります。</p>	<p>5. お客様は、待機期間中に運用再開を希望する場合、第7条第3項に準じて当社が定める方法にて申し込みを行うものとします。</p> <p>6. 当社は、前項に基づき運用再開の申し込みを受け付けた場合は、お客様が申し込みをした運用コースで、第2項に規定する投資信託の解約手続で発生した解約金を再び投資信託に配分することにより運用を再開するものとし、運用再開日以降の投資顧問報酬をいただきます。ただし、運用再開日が属する固定報酬計算期間に係る投資顧問報酬を既にお支払い頂いている場合を除きます。</p> <p>7. 前項の投資顧問報酬は、運用再開日から起算して10営業日目に、運用再開日から同日が属する固定報酬計算期間末までの実日数で日割計算した額をいただきます。</p>
<p>第18条の3(運用資金待機コースへの変更に係る特別指定事項の変更)</p> <p>6. 前項によりいただく投資顧問報酬は、運用再開日から起算して10営業日目に、運用再開日から同日が属する固定報酬計算期間末までの実日数で日割計算した額となります。</p>	<p>第18条の3(運用資金待機コースへの変更に係る特別指定事項の変更)</p> <p>6. 前項の投資顧問報酬は、運用再開日から起算して10営業日目に、運用再開日から同日が属する固定報酬計算期間末までの実日数で日割計算した額をいただきます。</p>
<p>第18条の4(定時定額払戻の設定)</p> <p>お客様は、当社に対して当社所定の方法による申し込みを行うことにより、運用資産を定期的に一部換金して払い戻しを受けるサービス(以下「定時定額払戻」といいます。)を設定することができます。</p> <p>2. 定時定額払戻の設定は、契約開始時から設定する場合は契約金額が600万円以上、契約後途中設定する場合はその申し込み時点の運用資産の評価額が600万円以上の場合に可能とします。また、<u>定時定額払戻の払戻金額は、一回あたり1万円以上1万円単位(ただし、100万円を上限)とします。</u></p> <p>3. 当社は、<u>定時定額払戻が設定された場合、当該設定に係る当初運用開始日又は変更運用開始日の後、2回目に到来する払戻日(1月、4月、7月、10月の20日(非営業日の場合は前営業日)をいいます。以下同じ。)から払い戻しを開始するものとします。</u></p> <p>4. 定時定額払戻に基づく払い戻しが行われた場合、契約金額から当該払戻金額は差し引かれないものとします。</p> <p>5. 固定報酬計算基準日における計算評価額が300万円を下回った場合は、その下回った固定報酬計算基準日の翌日以降最初に到来する払戻日から定時定額払戻は行われません。その後固定報酬計算基準日における計算評価額が300万円以上となった場合には、当該固定報酬計算基準日の翌日以降最初に到来する払戻日から定時定額払戻を再開します。</p> <p>(新設)</p>	<p>第18条の4(定時払戻の設定等)</p> <p>お客様は、当社に対して当社所定の方法による申し込みを行うことにより、運用資産を定期的に一部換金して払い戻しを受けるサービス(以下「定時払戻」といいます。)を設定することができます。</p> <p>2. 定時払戻の設定は、契約開始時から設定する場合は契約金額が600万円以上、契約後途中設定する場合はその申し込み時点の運用資産の評価額が600万円以上の場合に可能とします。</p> <p>3. 定時払戻の払戻頻度は、次のいずれかからお客様が選択するものとします。</p> <p>(1)年12回(毎月を払戻月とする。)</p> <p>(2)年6回(1・3・5・7・9・11月を払戻月とする。)</p> <p>(3)年4回(1・4・7・10月を払戻月とする。)</p> <p>4. 定時払戻の1回あたりの払戻金額は、次のいずれかからお客様が指定するものとします。</p> <p>(1)定額(1万円以上1万円単位(ただし、100万円を上限)の任意の金額による。)</p> <p>(2)定率(年率1%から12%(1%単位)の任意の比率により算出する。)</p> <p>5. 当社は、定時払戻が設定された場合、各払戻月の20日(非営業日の場合は前営業日)に、以下の各号に定める払戻額を、運用資産を一部換金することにより払い戻します。</p> <p>(1)定額の場合 お客様が前項第1号により指定した金額</p> <p>(2)定率の場合 お客様が前項第2号により指定した年率を、お客様が第3項により選択した払戻頻度(1年あたり)で除したもの(0.01%未満切り捨て)に対し、払戻月の前月の最終営業日(以下「払戻額計算日」といいます。)における運用資産の評価額を乗じた金額(円未満切り捨て)</p> <p>6. 前項の払戻は、定時払戻設定に係る当初運用開始日又は変更運用開始日の属する月の3ヶ月後の応当月における月初日以降最初に到来する払戻日から開始するものとします。</p> <p>7. 定時払戻に基づく払い戻しが行われた場合、契約金額から当該払戻金額は差し引かれないものとします。</p> <p>8. 払戻額計算日における運用資産の評価額が300万円を下回った場合は、それ以降最初に到来する払戻月から定時払戻は行われません。その後、払戻額計算日における運用資産の評価額が300万円以上となった場合には、それ以降最初に到来する払戻月から定時払戻を再開します。</p> <p>9. 定時払戻を設定しているお客様は、当社に対して当社所定の方法による申し込みを行うことにより、第4項により指定した1回あたりの払戻金額を変更することができます。当該変更を申し込んだ場合、当該変更に係る変更運用開始日の直後に到来する払戻額計算日に係る払戻日から、変更後の払戻金額が適用されます。なお、第3項により選択した払戻頻度を変更することはできず、払戻頻度の変更を希望される場合は、次項に従い設定済の定時払戻を一旦解除し、その後新たに定時払戻を設定していただきます。</p> <p>10. 定時払戻を設定しているお客様は、当社に対して当社所定の方法による申し込みを行うことにより、定時払戻を解除することができます。当該解除を申し込んだ場合、当該解除に係る変更運用開始日の直後に到来する払戻額計算日に係る払戻日から、払戻が中止されます。</p>

<p>第19条の2(契約締結時の書面の内容)          お客様は、本約款、別紙細則及び受諾書が一体となって、金融商品取引法第37条の4に基づき当社が本契約締結時にお客様に<u>渡さなければならない</u>「契約締結時の書面」を兼ねることを確認するものとします。</p>	<p>第19条の2(契約締結時の書面の内容)          お客様は、本約款、別紙細則及び受諾書が一体となって、金融商品取引法第37条の4に基づき当社が本契約締結時にお客様に<u>提供すべき情報を記載した</u>「契約締結時の書面」を兼ねることを確認するものとします。</p>
--	--

東海東京ファンドラップ投資一任契約約款細則 新旧対照表 (変更は下線部)

旧	新
<p>8. ラップWebサービスに係る免責について            (3)金融商品取引法第37条の3に基づく「<u>契約締結前の書面</u>」に定める「<u>契約の終了事由</u>」に該当すると当社が判断した場合、当社は、<u>事前の予告・通知なく</u>、本Webサービスの利用停止及びユーザIDの削除をすることができるものとします。なお、その場合において、当社からその旨の事後通知は行いません。</p>	<p>8. ラップWebサービスに係る免責について            (3)金融商品取引法第37条の3第1項に定める事項を記載した「<u>契約締結前の書面</u>」に定める「<u>契約の終了事由</u>」に該当すると当社が判断した場合、当社は、<u>事前の予告・通知なく</u>、本Webサービスの利用停止及びユーザIDの削除をすることができるものとします。なお、その場合において、当社からその旨の事後通知は行いません。</p>

以上